

## 兵庫県環境審議会廃棄物部会 議事録

開会の日時 平成 27 年 10 月 20 日 (火)

午前 10 時開会

午前 11 時 55 分閉会

場 所 兵庫県民会館 902 会議室

議 題 兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画の改訂について

出席者 部会長 盛岡 通 委員 西村 多嘉子

委員 足立 誠 委員 藤田 正憲

委員 河原 一郎 委員 藤本 和弘

委員 北野 美智子 特別委員 白石 旬

委員 小林 悦夫 特別委員 新澤 秀則

欠席者 3名

〔 委員 中野 加都子 特別委員 伴 智代 〕  
〔 特別委員 花嶋 温子 〕

事務局

環境管理局长 秋山 和裕 環境整備課廃棄物適正処理班長 岸本 和史

環境整備課長 正賀 充 環境整備課循環型社会推進班長 菅野 浩樹

その他関係職員

会議の概要

開 会 (10:00)

- 冒頭、秋山環境管理局长から挨拶がなされた。
- 岸本環境整備課廃棄物適正処理班長から委員10名の出席があり、兵庫県環境審議会条例第6条第5項の審議会成立要件を満たしているとの報告がなされた。
- 審議の参考とするため、事務局（環境整備課廃棄物適正処理班長ほか）の説明を聴取した。  
（資料1～2、参考資料1～2）

(主な発言)

(藤田委員)

データとして、資料1及び資料2にPCB廃棄物の保管量等の状況が書かれているが、高濃度と低濃度の処理の仕方が変わっていることを考えると、統計データも高濃度と低濃度に分けて考えた方が、県として管理がしやすいのではないか。

(盛岡部会長)

実務ベースで管理は可能か。

(環境整備課廃棄物適正処理班長)

高濃度と低濃度については、分かっているものと分からないものがある。測定しないと分からない分について、仮に高濃度であるとして整理をすると、分けることは可能である。

(藤田委員)

高濃度と低濃度では処理方法が全く違うので、それに対応した計画を立てないと、指導を含めて、処理期限内の処理完了は難しいのではないかと。

(環境整備課長)

毎年度、保管状況については6月末までに報告をいただいているが、分かっているものについては分けて報告をいただいているが、一部については分析ができていないため、分からないものについては高濃度として処理してしまった方が早いという事業者もいる。

(藤田委員)

低濃度であれば、濃度分析に費用が生じたとしても、高濃度としてJESCOで処理を行うよりコストは安くなるはずである。現在、分析費用は安くなっているため、分析をして、低濃度で処理できるものについては低濃度として処理するという指導をしてはどうか。

(小林委員)

高濃度の処理には基準があり、低濃度には基準はない。したがって、高濃度として処理するものを色づけした方が楽である。高濃度のものと低濃度のものに分けて指導した方がよいのではないかと。

(環境整備課廃棄物適正処理班長)

昨年度から報告の様式が変わり、高濃度と低濃度に分けて報告することとなったが、報告の精度が低く、高濃度か低濃度か分からないものについて、まだ精査ができていない。

(小林委員)

分析といわなくても、高濃度のものは見たら分かるのではないかと。

(環境整備課長)

国でもデータベースを作ると言っているため、データが揃ってくると、型式などで高濃度か低濃度かが分かってくるものも今後あると思われる。

(小林委員)

国も含めてPCBに対する対応が遅すぎる。処理が始まって、もう何年目だということも言われ続けている。

(盛岡部会長)

高濃度と低濃度の線引きについては、適正な指導を強化するということでよろしいかと。

(環境整備課長)

そのようにさせていただく。

(新澤委員)

国が期限を延長したということであるが、背景として、PCB廃棄物の処理がなぜ遅れているのかという理由が書かれていないので、本文中に明記すべきではないかと。また、法施行令の処理期限を最大限使って処理する計画になっているが、資料2の7ページに新たな計画の処分量の見込みがあるが、期限内に処理ができる根拠が分からないため、説明が必要ではないかと。

(盛岡部会長)

遅れた理由は、北九州で平成21年度から処理が始まっているものの、近畿府県分は今年度から開始されたということに理由があると思うが、遅れている理由は記載すべきである。また、今後についても適切なベンチマークがなければ、さらに遅れるのではないか。

(環境整備課廃棄物適正処理班長)

J E S C Oの担当から聞いた話では、大阪P C B処理事業所の能力が低いということが考えられる。また、安定器の処理については、施設整備についても地元調整が遅れ、全国で北九州と北海道の2箇所でも処理することになったために遅れている。

(環境整備課長)

処理期限までの見込みについては、県がJ E S C Oから処分量の報告を受け、保管者の届出状況を見ながら進行管理を行うとしか言えない。

(盛岡部会長)

J E S C Oでの処理は、毎年同じ量を処理するのか、ある時期に大量に処理を行うのか。ペースはどうか。

(環境整備課長)

J E S C O大阪P C B処理事業所は、大阪市内のトランス・コンデンサを優先に処理を行ってきたので、兵庫県分は平成20年度からとなった。大阪事業所の処理は、大阪市の分はほぼ終わっているの、今後は順調に進むものと考えている。北九州事業所においても、北九州市を中心に、概ね90パーセント以上処理が終わっているの、今回の処理計画の改訂においても、処理能力の範囲内で処理が進むものと考えている。

(河原委員)

平成25年3月末時点の保管量が平成18年1月の現計画策定時から増えているが、これまで使われていたP C B使用機器が廃棄物になったとか、届出漏れが出てきたということだろうと思うが、今後、掘り起こしにより届出を強化すると、もっと増えるのではないか。

(環境整備課長)

なかなか定量的には分からないが、大阪や北九州では先行的に4年かけて行った掘り起こし調査では、数万社にアンケートを配布して、100台ぐらいが見つかったという事例もある。県としても未届けの廃棄物は確実に出てくると考えているが、どの程度出てくるかについては分からない状況である。

(盛岡部会長)

掘り起こしの経験からは、0.5～1パーセント程度の水準ということか。

(環境整備課長)

そうである。

(西村委員)

資料1の概要では、消費経済から考えると、原因とその対処の方法や、原因に対する主体側と客体側それぞれの理由が渾然一体となっており、分かり難い。

処理能力の増強はどこかに書かれているのか。処理の増強についても考えないといけないのではないか。

(環境整備課長)

J E S C Oの大阪と北九州の処理能力の増強については記載していない。

(西村委員)

J E S C Oの大阪と北九州の処理事業所の処理能力を伸ばすことも重要ではないか。また、掘り起こしについて、把握するという部分にアンダーラインが入っているが、処分の義務について他の条文を読むと、「原則として」と書かれており、非常に脆弱である。法律上は、「義務」などの言葉はあるが、遅れの原因について、どこかに明確に記載すべきである。

(小林委員)

平成18年1月に策定した現計画と、今回の改訂案の数字の違いが書かれていない。比較表が必要ではないか。増えているか、減っているかという議論ではなく、触れられていないというのは問題である。

(環境整備課長)

ご指摘のとおり修正する。

(新澤委員)

使用中のものが思ったよりも伸びているということだと思うが、国がコントロールすべきではないか。いつまでも使い続けるということについて、誰かが使用の停止を促進することが必要ではないか。

(環境整備課長)

国の検討会でも議論になっているが、出席委員の中からは、法的措置が必要だという指摘もある。使用中のものについては使用者の財産権の問題もある。期限内に使用を停止するという法整備が必要という意見もある。

(西村委員)

諸外国ではP C B問題はどのような扱われ方をしているのか。

(環境整備課長)

把握していない。

(西村委員)

国に対して要請する上では重要な問題である。海外に比べて日本の処理が遅れているという事実があれば、県から国に働きかけやすいのではないか。

(小林委員)

海外では、現在もP C Bを使っている国もあり、漏洩しないように安全に使用すれば構わないという国もある。

(西村委員)

それは問題となっていないのか。

(小林委員)

海外では問題になっていない。使用中の問題についても、柱上トランスの場合、P C Bを代替製品に変更すると使用量が増えて大型化し、電柱に据え置けなくなると聞いたことがある。また、新幹線でも、代替品に入れ替えると車体に収まらなくなり、バランスが崩れるといった問題があるため、古い新幹線には代替品を載せられないと聞いた。

また、平成16年にJ E S C Oが設置された時に、既に計画的処理完了期限までに間に合わないということは当時から分かっていたことである。国は希望的観測で、前へ前へと動いていたというのが事実である。

(西村委員)

その隘路を切り開く知恵を国際的にも考えないといけない。なるべく情報を集め、より良いのはどのような施策かということを考えないと、パブコメの時に単純な印象的な言葉でしか受け止められない。プリミティブなことしか気付かないため、どのような情報を出せばよいのか県としてもしっかり考えてほしい。

(新澤委員)

想像すると、県としては、処理期限が延びても、J E S C Oの稼働率が落ちても直接の痛みはなく、J E S C Oの稼働率が落ちることによって困るのは国だけだという気がする。しかしながら、いつまでも使用し、使用停止しないためにJ E S C Oの稼働率が上がらないのは不経済であるので、ある程度使用の停止に向けて働きかける必要はあるということだろう。

(盛岡部会長)

大変なのは、J E S C Oを抱えている地元自治体であり、どのように地元説明をするのかということである。ハイレベルのリスクを抱えた化学物質の管理として、我が国の初期段階の極端な失敗例に近く、人類社会に多大な影響を与えた。化学物質管理を行っている者がしっかりと管理をやらないといけないと考える。また、平成18年1月の現計画の策定に関わった立場から言うと、当時、県民にとって話題になったのは、搬送中の事故や安全についてであった。この間に、事務局において、例えば北九州のリスクコミュニケーションで学んだ事例や、3.11の東日本大震災の時に流出して無くなった問題などがあるのではないか。リスクを抱えた物質であるので、リスクに遭遇する可能性も高くなることから、早く処分する方がよいのは間違いがない。

その点で、県として、輸送時、受入れ時に対する情報提供として最高レベルの情報提供を行っているということが大事だと思うが、どうなっているか。

(環境整備課長)

搬送のリスクがあるのはそのとおりである。収集運搬については、廃棄物処理法の許可に加えて、J E S C Oの事業所に入る際に搬送ルートが指定されており、伴走車を付けるなど、最大限の安全の配慮はなされている。

(盛岡部会長)

J E S C Oからその報告は受けているか。

(環境整備課廃棄物適正処理班長)

J E S C Oで発生した過去の事故は1件のみである。その際も、事業所内で倒れただけであり、事業所内で収まった。

(盛岡部会長)

ルートの選択と監視など、兵庫県と大阪府の境界においてマネジメントされていると考えてよいか。

(環境整備課長)

問題は発生していない。

(北野委員)

私はP C B問題の発祥の地である高砂の出身であるが、P C Bは必要なのか。現在では、悪いことだけで、必要な部分はないか。

(盛岡部会長)

現在は他のものに代替されており、製造されていないため、使用の終わった機器が廃棄物として出てくる。使用中であるものをどれだけ許容するかという問題である。

(北野委員)

平成17年に高砂にはPCBはないと言われていたが、その後、高砂市内で使用していたことが判明した。現在は後始末をしているが、それ以外にも残っているものもあるのではないか。

(環境整備課長)

使用を廃止してPCBを含む機器が保管されているという状況はたくさんある。JESCOにおいて計画的に処分委託しているという状況である。

(北野委員)

(株)カネカが焼却施設を解体し、除去したというので、消費者協会として現地視察に行った。現地では、PCB処理施設はすっかりなくなっていた。申告制度になっていると思うが、使用しているものは、県で完全に把握できているのか。

(環境整備課長)

掘り起こし調査にも関わることだが、現在使用している電気機器は、経済産業省に届け出ることになっているため、各府県が経済産業省からデータを入手し、立入調査を行うなど、把握に努めている。

(河原委員)

事業者が処分するためのコストがかかるが、コスト対策はどのように措置されているのか。

(環境整備課長)

参考資料2の10ページに、処分に係る費用について記載があるが、PCB廃棄物処理基金を積んでいる。中小企業向けには70%、個人向けには95%の補助を行っている。

(河原委員)

処理を加速するために、代替物への転換を加速する制度が必要ではないか。

(環境整備課長)

国の検討会でも、法律で、使用中の使用の停止や代替の促進などについて議論している。

(北野委員)

高砂西港盛立地は頑丈に固められているが、3年前、台風で破損したことを(株)カネカが隠していた。新聞で報道されてから慌てて県民局も確認に行ったということであったが、現在も監視・監督は必要であると感じている。

(環境整備課長)

高砂西港の盛立地については、加古川土木事務所が所管しているが、毎年1回、現地での確認をしている。県としてもしっかりとフォローアップしている。

(環境管理局長)

先ほど、盛岡部会長もおっしゃられたが、一旦環境を汚染してしまうと、このようなことになるという歩みが資料にもなるため、県としても引き続きフォローしていく必要がある。私も高砂西港盛立地の恒久対策に関わった。苦労した人間は覚えているが、苦労していない人間は忘れてしまうため、未来永劫しっかりと管理しないといけないと考えている。

(小林委員)

個人的には、高砂西港の盛立地を恒久対策にしたことは、私は今でも気に入らない。

(北野委員)

先日、知事も高砂西港の盛立地を視察に訪れていただいた。県も気にしていただいていると感じている。

(盛岡部会長)

3.11の東日本大震災で無くなった分は調べたことはあるか。南海トラフ地震のことを考えておかなければならない。

(環境整備課長)

把握はしていない。

(藤本委員)

改訂の内容を見ていると、「県はやる気があるのか？」と感じてしまう。このようにして平成34年までに処理するというを具体的に書いた方がよい。平成34年がやってきて、まだたくさん残っているということになりはしないか。具体性のある内容を県民に見せる方がわかりやすい。このままパブリックコメントに出すと、「また同じようなことを言っている」と思われるのではないか。

(環境整備課長)

書き方については、工夫する。

(盛岡部会長)

県が直接権限と情報取得の手段を持っているという断面が見えない。経済産業省からデータをもっていることや、JESCOから情報をもっているということは分かったが、見ることのできる情報を整理してもわからないと、できないことを期待しても仕方がない。この情報があるので、この情報を使ってこのようなアクションをこの時期に起こしますということを明確にしてもらわないといけない。

環境基本計画も点検・評価を行っているが、この処理計画については、長い間評価をせずに放置している。責任の一端は感じるが、事務局とともに改善したい。

(河原委員)

進捗管理の見える化は大切である。ホームページなどで公開するのが大切。保管量などが県に出てくるのであれば、事業所単位なのか県単位なのかは分からないが、ホームページで公開すべきである。

(足立委員)

資料2の5ページに、「使用量については、使用事業者がPCB製品であることを認識していない場合があり、今後増加することも考えられる」と書かれているが、掘り起こしの際に、どうやって認識させるのか。

(環境整備課長)

立入調査を行い、機器の銘板を確認し、職員から指摘するしかない。このような場所にあるということは、経済産業省から情報提供されている。

(足立委員)

資料2の14ページに、国の無害化処理認定は4施設あるが、県の許可施設はないのか。無害化処理施設も、県内に4事業者しか認定されていないのであれば、期限内の低濃度PCB廃棄

物の処理は難しいのではないかと。

(環境整備課長)

県の許可は、事業者の許可申請によるものであるもので、現在のところ、そのような業者はいないという状況である。

(足立委員)

4社でどの程度処理ができるのか。

(環境整備課廃棄物適正処理班長)

無害化処理施設は県内には4事業者しかないが、全国では20数箇所で行われている。産業廃棄物は広域的な移動が可能であるので、必ずしも県内での処理ができないと進まないということではない。

(小林委員)

資料2について、パプコメをかけるにあたって、細かい部分で修正した方がよい箇所がある。

5ページの使用量として、「今後増加することも考えられる」とあるが、他に考えられないのであれば、「することが考えられる」とした方がよい。

6ページの表-3の脚注に「柱上トランスは関西電力(株)全社の概算数量を示している」とあるが、関西電力が近畿府県全体で使用している数量か、兵庫県内で使用している数量かが分からないので、確認してほしい。

同じく6ページの表-3に「廃PCB」とあるが、使用中の製品で廃PCBということはないため、修正すべきである。

また、同ページの下から1行目に「見込むこととする」とあるが、「見込まれる」とした方が普通ではないか。他のページにも散見されるので、統一させた方がよい。

9ページの「②電力会社による処理」の中で、関西電力(株)では、資源リサイクルセンターでの処理が終了したとされているが、まだ柱上トランスを保管している。まだ同社が保管しているものがあるのであれば、その処分をどうするかについて記載が必要ではないか。

その下の「③PCB汚染物等の処理」の中で、低濃度PCB廃棄物について、都道府県知事等の許可による施設により処理が行われているとされているが、現在、兵庫県知事の許可施設がないのであれば、処理が行われているとは書かない方がよいのではないか。一般論で書かない方がよい。

さらに、その下の「(2)PCB廃棄物の処理の体制の確保のための方策」の中で、「処理体制を確保するための計画的な収集運搬体制を構築する」とあるが、本来、この計画において、計画的な収集運搬体制を構築することが目的であるので具体性に欠ける。年次計画を作るなど、具体的な内容を書かなければ計画とは言えないのではないかと。同じような文章が後にも出てくるので、併せて検討いただきたい。

10ページの「(3)PCB廃棄物の広域的な処理の体制に関する事項」の中で、4行新たに追記されているが、主語がない。誰が処理をするのかということを確認に記載すべきである。県がというのであれば、どのような方針で処理するのかということを確認しなければ伝わらない。

12ページの「(3)県民、事業者及びPCB製造者等の理解を深めるための方策に関する事項」のタイトルであるが、現在、PCB製造者は存在しないはずであるので、時点修正された



方がよい。

全体的に、文章をもう少し精査された方がよい。

(環境管理局長)

この計画が策定された平成18年1月当時は、まだ処理が始まる前に作られたものであるので、処理が開始された後の状況を踏まえて、時点修正に留まっているため、評価を含めて全体を見直したい。その上で、再度廃棄物部会を開催するのかどうかも含めて部会長に相談させていただきたい。

## 改訂スケジュールについて

○ 審議の参考とするため、事務局（環境整備課長）の説明を聴取した。（資料3）

（主な発言）

(盛岡部会長)

今後の進め方として、案1として、事務局で本日の指摘を修正した上でパブコメにかける案について再度部会を開催するという方法と、案2として、本日の指摘が対応可能であれば、一旦部会長預かりとした上で各委員に修正箇所を送付し、委員から部会で審議すべきであるとの意見があった場合に、再度部会を開催するという方法があるが、まず、事務局で対応案を検討いただき、各委員に配布して意見を伺うという方向で調整させていただくということによろしいか。

《意義なし》

(盛岡部会長)

本日の議題はこれで終わりであるが、最後に、部会長として一言申しあげたい。県の廃棄物処理計画は、その上位計画である循環型社会ビジョンを改定せずに現在に至っているが、循環型社会ビジョンの見直しも含めて考えなければならない時期にさしかかっているのではないかと先日の環境審の全体会の際に申しあげたところである。次回の廃棄物部会で伺えるというように希望するが、国においても循環型社会形成基本計画が3次に改定され、2Rの推進や小型家電なども含む循環形成のためのターゲットとなるものを検討されているが、この間、ナショナルレベルで議論されていたレアメタルや国際物流の問題は、どちらかという、県のレベルで議論するには少し遠いかもしれない。しかし、リデュースという概念で提案しているので、我々も循環社会ビジョンに立ち返って考えなければならない。また、市町の廃棄物関連施設の長期計画を考えると、広域化もあるが、エネルギー回収や下水汚泥処理と一般廃棄物の統合処理について、し尿処理も含めて中長期的なマネジメントをどうするかということについて、目的の中にバイオマス関連も含めた新たな環境価値をどう創造していくかということを経営して持つことも大事である。部会長としては、このような意向を持っていることを事務局には伝えているが、もう少し時間がほしいということであるので、いずれ廃棄物部会で検討したいと考えている。

(小林委員)

資源循環ビジョンは、盛岡部会長が中心となって、私も担当として議論したが、作って何年にもなる。策定当時は異色の計画であったが、今ではよい計画であると感じているので、もう少し見直していったらよいと考える。私は、資源循環が重要であって、廃棄物対策ではないと

いうことをいつも言っている。

(盛岡部会長)

率先した日本を代表する産業系のエコタウンの事業メニューが低炭素の方向に移ってきており、なかなか資源循環のセカンドバージョンとして国の施策になってきていない。そこを地方から地域活性化のためにも大事なことでありと発信しなければならない。それができるのが、兵庫県や福岡県、川崎市など、資源循環にずっと関わってきた自治体であると思うので、ぜひ頑張っていて、次の世代にバトンを渡していきたい。

(北野委員)

ごみ問題は、住んでいる人が一番よく分かっている。昨日、高砂市の環境審議会があり、消費者協会の代表として出席したが、数年前から県外の大学の教授が委員長をしている。高砂市を含めた2市2町で広域処理をすることが決まっているが、委員長が2市2町も知らないというのはおかしい。県内に立派な学者が多数いるのに、地元のことを知らない学者が委員長を務めているのはおかしいのではないか。

(盛岡部会長)

県内にも学者は多数いるが、広域処理をする場合の施設の選択や、輸送費用と処理費用のバランスなどを専門にされている学者は意外に少ないのも事実であり、その結果、特定の学者にお願いするということになる場合があるが、それが悪いことだとは思わない。学者の知識を上手に活用したらよいと考える。

閉 会 (11:55)